「浜松市」が実施する医療費助成事業の新規受託について

浜松市が実施する「浜松市重度心身障害者医療費助成」及び「浜松市母子家庭等医療費助成」の審査支払事務について、次のとおり受託することとなりました。

※ 浜松市を除く県内自治体の受給者は、現在と変わらず自動償還払いとなります。

) 「浜松市重度心身障害者医療費助成」の受託について

【制度の概要】

障害のある人が病院などで受診した場合に、保険診療分医療費、保険分薬剤費を助成する制度です。

【実施機関番号】

[85. 22. 002. 8]

【対象医療機関等】

浜松市内に住所を有する保険医療機関・保険薬局・訪問看護ステーション (柔道整復師の施術に係る療養費は、従来どおり国民健康保険団体連合会へ請求願います。)

【対象者】

身体障害者手帳1級、2級、3級、療育手帳A及びBの一部、精神障害者保健福祉手帳 1級の方、特別児童扶養手当1級及び2級の対象児童。

※ 浜松市の受給者証をお持ちの方に限ります。

【自己負担額】

- ・通院は1医療機関あたり500円/月
- ・入院は1医療機関あたり500円/日(最大10日・上限5,000円)
 - ※ 満20歳未満の受給者が入院した場合は1医療機関あたり500円/月 医療機関では上限5,000円まで徴収し、浜松市から自動償還します。

【その他】

- ▶ 入院時食事療養費は助成対象外となります。
- ▶65 歳以上で重度心身障害者医療費助成の資格を得た受給者で、課税世帯の方は入院 医療費が助成対象外となります。

【医療費助成事業の受託開始年月】

平成30年10月診療分から

〇 浜松市母子家庭等医療費助成の受託について

【制度の概要】

20 歳を迎える前日の属する月までの間にある児童がいる母子家庭・父子家庭などの親及び子どもが病気で保険診療を受けた場合に医療費の一部を助成する制度です。

【実施機関番号】

[84. 22. 002. 9]

【対象医療機関等】

浜松市内に住所を有する保険医療機関・保険薬局

(柔道整復師の施術に係る療養費は、従来どおり国民健康保険団体連合会へ請求願います。)

【対象者】

20歳を迎える前日の属する月までの間にある児童がいる母子家庭の母と子・父子家庭の父と子、または父母のいない子で、所得税の非課税世帯。

※ 所得税課税となっている世帯でも「寡婦(夫)控除」等のみなし適用をして、所得税 非課税世帯と判定された場合は対象になります。

【自己負担額】

・通院・入院ともに1医療機関あたり500円/月

【その他】

- ▶ 入院時食事療養費は助成対象外となります。
- ▶訪問看護ステーションは助成対象外となります。

【医療費助成事業の受託開始年月】

平成30年10月診療分から